

本項は、「ITコーディネータ専門スキル特別認定制度」の資格保有証明書の説明です。

「対象資格と保有証明書」

対象資格	資格保有の証明となる書類
技術士三部門(経営工学部門、情報工学部門、総合技術監理部門)	「技術士登録等証明書」。※「技術士登録証」、「技術士身分証明書」ではありません。
公認会計士	「登録証明書」。※「公認会計士証票」ではありません。
税理士	「登録事項証明書」。※「税理士証票」ではありません。
中小企業診断士	「中小企業診断士登録証」
経営品質協議会認定セルフアセッサー	「セルフアセッサー認定証」

「証明書類詳細」

各資格の登録を証明する書類「コピー」が必要です。試験合格書や身分証明書等は不可です。

※ご提出資料は返却致しません。

・中小企業診断士

「中小企業診断士登録証」を添付します。

なお、中小企業診断士の更新期で登録証手続き中の場合、更新手続きのための認定申請書(写し)を添え、後日正式な登録証発行後、登録証の写しを当協会担当係宛送付してください。

・税理士

日本税理士会連合会が発行の「登録事項証明書」を添付します。本証明書は、日本税理士会連合会に発行申請し、送付を受けてください。日本税理士会連合会では費用の入金確認後、発行して送付します。

・公認会計士

日本公認会計士協会が発行の公認会計士「登録証明書」を添付します。本証明書は、日本公認会計士協会に発行申請し、送付を受けてください。

・技術士三部門(経営工学部門、情報工学部門、総合技術監理部門)

社団法人日本技術士会が発行の「技術士登録等証明書」を添付します。本証明書は社団法人日本技術士会に発行申請(ホームページより申請書ダウンロード可能)し、送付を受けてください。

・経営品質協議会認定セルフアセッサー

経営品質協議会発行の「セルフアセッサー認定証」を添付します。当該資格認定証を発行手続き中(発行待ち)の場合、「セルフアセッサー認定更新コース」受講時の証憑で代替し、後日入手後、正式な認定証の写しを当協会担当係宛送付してください。何らかの理由で経営品質協議会発行の「セルフアセッサー認定証」を入手できない場合は、お申し込みを無効いたします。

注：対象7資格とも、資格有効期間のある資格(例、中小企業診断士)の場合は、その期間に資格保有を指定された日を含んでいることが条件です。

以上